

「セントルマルシェ・プライム」募集要領

広島県央商工会

1 目的

原則として、広島県央（河内町・豊栄町・福富町）で生産・製造された地域産品（セントルマルシェ商品）の中で、特に優れたものを「セントルマルシェ・プライム」として認定し、市内外への発信・販売を支援することにより、当該特産品の需要を喚起し、観光客の誘致の促進及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 募集期間

令和4年12月7日（水）～令和4年12月23日（金）

3 応募資格

「セントルマルシェ・プライム」の認定に応募できる事業者は、広島県央（河内町・豊栄町・福富町）に主たる事業所を置き、原則として地域内にて生産・製造している方に限る。

4 応募要件

「セントルマルシェ・プライム」の認定を受けるためには、つぎの（1）から（4）の全てに該当する必要があります。

- (1) 原則として、広島県央（河内町・豊栄町・福富町）で生産・製造又は加工された商品である。
（飲食店等において提供される料理を除く）
- (2) 商品に「広島県央（セントルマルシェ）」を連想させる取組や物語性が含まれている。
- (3) 販売実績があり、地域内に広く周知されている。（新商品として販売されるものは別途協議）
- (4) 完成した商品である。

5 応募方法

「セントルマルシェ・プライム」認定申請書（別紙1）に必要事項を記入し、必要書類を添付の上メール及び郵送、FAXにて応募してください。

6 審査方法

「セントルマルシェ・プライム」は、つぎのとおり審査を行い認定します。

(1) セントルマルシェ・プライム認定審査会

審査委員により、応募者のプレゼンテーション及び提出された応募用紙の内容を確認・審査します。また応募商品を実際に手に取り、又試食等による確認を行いながら認定基準に基づく採点を行い、認定の可否を決定します。

7 認定基準

審査会では、次の基準に基づき採点を行い、基準点を上回るものを「セントルマルシェ・プライム」に認定します。（認定基準の詳しい内容は、別紙「セントルマルシェ・プライム」認定基準を参照）

(1) 地域性

1. 加工品の場合、その原材料の多くが地域内で生産・製造されたものであるか
2. 地域の歴史やこだわり、風土をイメージさせる物語性があるか
3. 商品を作る上で、地域としての特徴を維持するまたは活性化させる取り組みを行っているか

(2) 独自性・創造性

1. 商品を差別化するというブランドづくりの方向性が明確であるか
2. 他の地域で生産・製造される、又は他の事業者等が生産・製造する類似の商品との機能や特徴（価値）等の面での差異性があるか
3. 素材・技術・デザイン・ネーミングなどの商品特徴に、メモラビリティ（記憶に残る特徴）や独自性があり発信力があるか
4. 販売実績があり、地域での知名度が高い商品であるか
5. 知的財産権の取得（出願）若しくは保護が図られているか

(3) 信頼性

1. トレーサビリティや情報公開など信頼性を確保する取り組みがあるか
2. 使用する原材料を厳選し、品質・等級基準を明確にしているか
3. 法令順守や衛生管理等の体制が整っており、実践されているか

(4) サステイナブル性

1. 環境に負荷のかからない生産・製造・輸送を行っているか（資源管理、環境配慮型資材の使用、廃棄物の適正処理等含む）
2. 継続的かつ安定的な生産・販売が可能であるか（後継者育成、生産能力の維持又は拡大、原材料の安定調達等）
3. 積極的に支援を要する人々の雇用に取り組み、働きがいを生み出しているか
4. 将来性
5. 新たな商品開発や販路開拓などの戦略性や、市場動向に応じた柔軟性に基づいた計画があるか
6. 商品販売を通じ、地域のモノ・ヒト・コトを活用した新たな価値創造の取り組みがあり、訴求力があるか
7. 他の事業者等に対してモデルと成り得る取り組みがあり、波及効果が期待できるか

8 審査スケジュール（予定）

- (1) 審査 令和5年1月21日 午前10時～午後3時
- (2) 結果通知 令和5年1月23日
- (3) 認定式 令和5年2月中旬（販路拡大商談会）

9 参考（認定によるメリット）

- (1) 「セントルマルシェ・プライム」として、市内外への販路拡大を支援します。
- (2) 市内外で開催される物産展や展示会などで、地域産品の統一ブランドとして出展・PRします。
- (3) 認定品は、専門家によりブラッシュアップしていきます。（※1）

※1 専門家によるブラッシュアップ支援（容量、パッケージデザイン、価格体系等へのアドバイス）を受けていただきます。

10 応募先・問い合わせ先

事務局：広島県央商工会

住所：東広島市河内町中河内1235-2

担当者：経営支援課 村井、岸本、小武

電話番号：082-437-0180

F A X：082-437-0250

E - mail：kenoh@hint.or.jp